

○水戸市開発登録簿閲覧等規則

昭和 59 年 3 月 30 日

水戸市規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 47 条第 5 項及び都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、開発登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供し、及びその写しを交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第 2 条 登録簿を閲覧に供し、又はその写しを交付する場所（以下「閲覧所」という。）は、都市計画部建築指導課とする。

(閲覧時間等)

第 3 条 登録簿を閲覧に供し、又はその写しを交付する時間（以下「閲覧時間」という。）は、次の各号に掲げる日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 市長は、登録簿の整理その他正当な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、閲覧時間を伸縮し、又は臨時に休所日を設けることができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧等の手続)

第 4 条 登録簿を閲覧し、又はその写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿閲覧等申請書（別記様式）により市長の承認を受けなければならない。

(持出禁止)

第 5 条 登録簿を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(登録簿の返納)

第 6 条 閲覧者は、閲覧を終えたとき、又は閲覧時間が終了したときは、直ちに登録簿を返納しなければならない。

(閲覧の中止又は拒否)

第 7 条 市長は、閲覧者が次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を中止し、又は拒否することができる。

(1) この規則に違反したとき、又は職員の指示に従わないとき。

(2) 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 登録簿に加筆し、若しくはその記載事項を消除し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(写しの交付)

第 8 条 登録簿の写しの交付は、乾式複写機により複写したもの（黒単色刷りのものに限

る。) を交付することにより行うものとする。

(写しの交付の手数料)

第9条 市長は、前条の規定により写しの交付をしたときは、水戸市手数料条例（平成4年水戸市条例第36号）の定めるところにより、当該写しの交付を受けた者から手数料を徴収する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（平成3年11月28日規則第49号）

(施行期日)

1 この規則は、平成3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に調製した用紙は、施行期日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

付 則（平成4年10月1日規則第121号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年2月10日規則第11号）

この規則は、平成5年2月14日から施行する。

付 則（平成18年12月20日規則第86号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成19年3月30日規則第40号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成27年10月1日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。